## 大阪市告示第1581号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように市 道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年11月18日

大阪市長 横 山 英 幸

路線名	区間	供用開始の期日			
矢田西第13号線	東住吉区矢田5丁目1025番地から 同 区同 1025番地まで	告 示 の 日			
矢田西第14号線	東住吉区矢田5丁目1026番地から 同 区同 1010番地先まで	告 示 の 日			
矢田西第19号線	東住吉区矢田5丁目1024番地から 同 区同 1024番地まで (別紙参考図参照)	告 示 の 日			

矢田西第20号線	東住吉区矢田5丁目1027番地から 同 区同 1027番地まで (別紙参考図参考)	告	示	Ø	日
東 住 吉 区第2025-02線	東住吉区矢田5丁目1023番地から 同 区同 1023番地まで	告	示	Ø	日

(建設局総務部管財課)